二(一)　解除に係る保安林の所在場所　新潟県十日町市柳平丁二〇二六の四、南魚沼市吉里字一ノ坂猫岩廿日石ガキ山大樽上岩中岩下岩六月雪大沢二九九一の四、二九九一の七、二九九一の八八、二九九一の八九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県上越市大島区大平字長者島二八八の一二から二八八の一四まで・二九〇の四・二九一の一〇・二九一の一一（以上六筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道中川郡豊頃町薄別一四の一・一五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小赤沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県下水内郡栄村大字堺字村上一八五一一番一五及び一八四九九番一内三等三角点村上を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十九年建設省告示第千二百四号で指定した第八号に掲げる土地の区域、昭和六十一年建設省告示第千二百三十一号で指定した第十号に掲げる土地の区域、平成三年建設省告示第千百二十七号で指定した第五号に掲げる土地の区域及び平成十四年国土交通省告示第九百三十七号で指定した第四号で掲げる土地の区域を除く。）

基準点から二七〇度一三分四七秒	
九四二・二六八メートルの地点	一号
標柱一号から三三度一一分五一秒	
二三五・六三三メートルの地点	二号
標柱二号から八三度一〇分四七秒	
六五三・三四三メートルの地点	三号
標柱三号から一三四度四〇分二三秒	
六一五・七二三メートルの地点	四号
標柱四号から一〇〇度〇九分五一秒	
一〇〇九・五四五メートルの地点	五号
標柱五号から一九四度三九分三〇秒	
一三五・六一二メートルの地点	六号
標柱六号から一八四度三八分二五秒	
二四三・五三三メートルの地点	七号
標柱七号から一八二度二五分三〇秒	
五五三・一一七メートルの地点	八号
標柱八号から二六二度五〇分二二秒	
二三二・二三二メートルの地点	九号
標柱九号から二四九度三三分四八秒	
三四六・三二四メートルの地点	十号
標柱十号から二六三度四〇分四七秒	
三二五・七六四メートルの地点	十一号
標柱十一号から三〇二度二一分五八秒	
二二六・三〇三メートルの地点	十二号
標柱十二号から二一二度二八分二一秒	
二四一・六三五メートルの地点	十三号
標柱十三号から二六八度〇二分一四秒	
三八六・二八三メートルの地点	十四号
標柱十四号から三〇〇度三八分〇九秒	
四一四・九〇一メートルの地点	十五号
標柱十五号から三二五度二二分三九秒	
六一二・一〇七メートルの地点	十六号
標柱十六号から三三三度三九分五一秒	
五九四・一一四メートルの地点	十七号
標柱十七号から五九度三〇分三五秒	
四四二・三一四メートルの地点	十八号

○国土交通省告示第千二百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　小赤沢川

長野県下水内郡栄村大字堺字村上一八五一一番一五及び一八四九九番一内三等三角点村上を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十九年建設省告示第千二百四号で指定した第八号に掲げる土地の区域、平成三年建設省告示第千百二十七号で指定した第五号に掲げる土地の区域及び平成十四年国土交通省告示第九百三十七号で指定した第四号に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から二七〇度一三分四七秒	
九四二・二六八メートルの地点	一号
標柱一号から三三度一一分五一秒	
二三五・六三三メートルの地点	二号
標柱二号から八三度一〇分四七秒	
六五三・三四三メートルの地点	三号
標柱三号から一三四度四〇分二三秒	
六一五・七二三メートルの地点	四号
標柱四号から一〇〇度〇九分五一秒	
一〇〇九・五四五メートルの地点	五号
標柱五号から一九四度三九分三〇秒	
一三五・六一二メートルの地点	六号
標柱六号から一八四度三八分二五秒	
二四三・五三三メートルの地点	七号
標柱七号から一八二度二五分三〇秒	
五五三・一一七メートルの地点	八号
標柱八号から二六二度五〇分二二秒	
二三二・二三二メートルの地点	九号
標柱九号から二四九度三三分四八秒	
三四六・三二四メートルの地点	十号
標柱十号から二六三度四〇分四七秒	
三二五・七六四メートルの地点	十一号
標柱十一号から三〇二度二一分五八秒	
二二六・三〇三メートルの地点	十二号
標柱十二号から二一二度二八分二一秒	
二四一・六三五メートルの地点	十三号
標柱十三号から二六八度〇二分一四秒	
三八六・二八三メートルの地点	十四号
標柱十四号から三〇〇度三八分〇九秒	
四一四・九〇一メートルの地点	十五号
標柱十五号から三二五度二二分三九秒	
六一二・一〇七メートルの地点	十六号
標柱十六号から三三三度三九分五一秒	
五九四・一一四メートルの地点	十七号
標柱十七号から五九度三〇分三五秒	
四四二・三一四メートルの地点	十八号

○国土交通省告示第千二百五十九号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十一年十二月一日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
7JFI	141027	HELIOS LEADER	平成21.10.19
7JFX	141094	KAMINESAN	21.10. 1
7JFY	141095	KASHIMASAN	21.10. 7
7JGF	141126	DAEDALUS LEADER	21.10. 8
JD2938	141053	第二十一すみせ丸	21.10. 7
JD2947	141065	かみごとう	21.10.13
JD2952	141071	第八昭安丸	21.10.21
JD2955	141075	日進丸	21.10.23
JD2968	141096	たいら丸	21.10.15
JD2973	141108	海王丸	21.10.21
JD2974	141109	燕州丸	21.10. 1
JD2978	141116	福島丸	21.10.19
JD2980	141119	8かんのん	21.10.20
JD2981	141120	海龍	21.10.16
JD2982	141121	第二十一福神丸	21.10. 8
JD2984	141123	大幸丸	21.10. 2
JD2987	141130	清洋丸	21.10. 8
JD2988	141132	淡路丸	21.10.16
JD2994	141144	十七東洋丸	21.10.21